



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 76/2017年2月号

発行日：2017年2月28日

春一番、春二番と続けざまに強風が吹き荒れ、花粉症の方にはつらい季節がやってきました。といいましても、12月決算監査、さらに、3月決算監査と、会計及び監査業界にかかわる方々は待たなしで繁忙期がやって参ります。

年々、この時期がやってくるのが早く感じるのは、私だけでしょうか。

I. 最新情報（2017年1月1日～2017年1月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年1月 27日	研究 報告	学校法人委員会研究報告第21号「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」の改正について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成29年1月18日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第21号「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。今般の改正は、子ども・子育て関連3法の施行に伴って「保育所の設置認可等について」（児発295号 平成12年3月30日）が改正（雇児発1212第5号 平成26年12月12日）されたこと等を受けて見直しを行ったものです。	-

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年1月 6日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） コンサルテーショ ン・ペーパー「公 的部門特有の金融 商品」に対するコ メントの提出につ いて	<p>国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2016年7月に、コンサルテーション・ペーパー「公的部門特有の金融商品」（Consultation Paper, Public Sector Specific Financial Instruments）を公表し、広く意見を求めておりました。</p> <p>日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2016年12月28日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。</p>	—
2017年1月 25日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第31号 「持続可能な社会 保障システムを支 える非営利組織ガ バナンスの在り方 に関する検討」の 公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成29年1月25日付けで非営利法人委員会研究報告第31号「持続可能な社会保障システムを支える非営利組織ガバナンスの在り方に関する検討」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>我が国では、急速な高齢化等を背景に医療費、介護費等の社会保障費が年々増加傾向にあり、社会保障財政の安定化を図ることが急務となっております。こうした社会的な課題に対して、ミクロレベルのアプローチとして、社会保障サービス提供主体である民間非営利組織のガバナンスに着目し、非営利組織において効果的かつ効率的な経営に導くガバナンスの在り方や、そうしたガバナンスを構築することが社会保障制度の持続性を担保することにどのように寄与するかという視点から検討を行いました。</p> <p>検討に当たっては、民間非営利組織のうち主たる社会保障サービス提供主体であるとともに、昨今、ガバナンス改革が進められている医療法人及び社会福祉法人に焦点を当てております。また、他国から学ぶべき点多いと考えられることから、イギリス及びオランダの社会保障制度やその特徴についても参考としております。</p> <p>医療法人及び社会福祉法人のガバナンス改革が進められておりますが、今後、医療・介護に関する地域連携の動きも更に活発化していくことが見込まれております。本研究報告が、現在進められている医療法人及び社会福祉法人のガバナンス改革の実効性を高めることにつながり、また、各法人における自主的な取組の参考になることを期待します。当協会としても、公認会計士が会計監査や監事監査に従事する実務等を通じて、非営利組織のガバナンス向上に貢献していくとともに、今後、関係方面からの意見を受け、また制</p>	—

			度に関する知見も深め、ガバナンスに関して更に掘り下げて検討していく所存です。	
2017年1月27日	公開草案	非営利法人委員会実務指針「医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（公開草案）の公表について	<p>平成27年9月の医療法の改正により、一定規模以上の医療法人及び社会医療法人には、平成29年4月2日以降開始する会計年度から公認会計士又は監査法人による監査を受けることが義務付けられることになりました。</p> <p>これを受けて日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、会員が医療法に基づく監査を行うに当たっての留意点について検討を行い、このたび一応の取りまとめを終えたため草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>医療法人の会計は、医療法及び医療法に基づく厚生労働省令の規定、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされています。（医療法第50条）</p> <p>今回の医療法の改正に伴い、医療法の法定監査の対象となる医療法人に対する医療法人会計基準が制定され、その内容を補足する運用指針も医政局長通知として制定されています。医療法人の財務報告の枠組みでは、特定の会計処理について簡便的な取扱いが認められており、その影響が公益法人や社会福祉法人等の他の非営利組織の財務報告の枠組みと比しても大きい場合もあることが考えられます。そのため、本公開草案においては医療法人の財務報告の枠組みを「一般目的の財務報告の枠組みであり、準拠性の枠組みであると考えられる。」としています。</p> <p>なお、これらの財務報告の枠組みに基づき作成された計算書類に対する監査報告の内容として、医療法施行規則第33条の2の5では「法令に準拠して作成されているかどうかの意見」が求められています。</p> <p>また、今回の医療法の改正により地域医療連携推進法人制度が創設され、地域医療連携推進法人についても、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが求められています。地域医療連携推進法人の会計基準等の諸規則は今後厚生労働省から順次公表されることが見込まれており、その動向を踏まえつつ、当協会としても実務指針の取りまとめ等の対応を行う予定です。</p> <p>本公開草案についてご意見がありましたら、平成29年2月28日（火）までに、下記に、電子メール又はFAX（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）によりお寄せください。</p> <p>お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答しないこ</p>	

			と、また、氏名又は名称を含めて公開する場合があることを、あらかじめご了承ください。	
2017年1月30日	公開草案	非営利法人委員会実務指針「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(公開草案)の公表について	<p>平成28年3月の社会福祉法の改正により、一定規模を超える社会福祉法人は、会計監査人による監査を受けることが義務付けられることになりました。これを受けて日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、会員が社会福祉法に基づく監査を行うに当たっての留意点について検討を行い、このたび一応の取りまとめを終えたため草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>今般の社会福祉法人制度改革は、先に公表しております、会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」(平成28年10月13日)や、非営利担当役員連名の「社会福祉法人への公認会計士監査の導入に当たって」(平成28年12月16日)において記載されているとおり、我々公認会計士には、監査を通じて計算書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することが第一に求められていますが、結果として社会福祉法人におけるガバナンスの強化や経営の透明性の向上等の経営力強化に資することが期待されています。</p> <p>本実務指針(案)の策定に当たっては、これまで協会に寄せられている関係団体からの意見や、昨年の11月11日に改正された「社会福祉法人の認可について(通知)」の別紙1(社会福祉法人審査基準 第3 法人の組織運営 6 法人の組織運営に関する情報開示等)における、法人が会計監査を受けた場合の取扱いを踏まえ、厚生労働省との協議を行うなど、必要な検討を進めてきました。</p> <p>なお、今般の社会福祉法人制度改革に関しては、指導監査に関連する事項や、都道府県社会福祉協議会等に特有の会計処理等、今後関係する通知等が公表されることが想定されます。これらの通知を踏まえ、本実務指針(案)についても、適宜必要な見直しを行うことを予定しております。</p> <p>本公開草案についてご意見がございましたら、平成29年3月2日(木)までに、下記に、電子メール又はFAX(できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。)によりお寄せください。</p> <p>お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答しないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する場合があることを、あらかじめご了承ください。</p>	

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. その他 (中小事務所等施策調査会)

特になし

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

このニュースレターが発行予定日では、すでに12月決算の期末監査はほぼ終了しているものと思われませんが、今回のテーマは、監査手続きの中で特に重要とされる「確認」手続きについてです。

なお、当メッセージにおける記述のうち、特に出典の断りのない限り執筆者の私見であり、監査法人としての意見ではありませんことをお断りいたします。

1. 確認の定義 (監査基準委員会報告書 (以下「監基法」という。) 505 I 4)

紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認の相手先である第三者 (確認回答者) から文書による回答を直接入手する監査手続をいいます。

上記には、確認回答者が、確認依頼の情報に同意であろうと不同意であろうと、その情報を提供することにより監査人に直接回答する「積極的確認」と、不同意の場合のみ、監査人に直接回答する「消極的確認」とがあります。

また、確認回答者が回答しない場合、回答が不十分な場合、又は、確認依頼が配達不能で返送された場合を「未回答」といいます。

2. 確認手続

手続の流れに関しましては、読者の方にくどい説明は不要と思われるので、ここではいくつかの点について考察します。

① 立案

これには、確認情報の決定と回答者の選定、及び、その他の事前準備作業が含まれます。

ここで重要なのは、過年度に生じた問題点への対策や確認手続への確認回答者の理解です。全ての監査手続についてもいえることですが、過年度に生じた問題点を把握して、その対策を考察し、当年度に同様の問題が生じないよう、また、生じた場合の新たな対策を講じておくのは非常に重要です。

特に、確認手続では、過年度における多額の確認差異の発生があった場合、確認回答者と被監査会社の締めの問題はあらかじめ想定することができます。また、配達不能、発送先の誤りなどの未回答等については、被監査会社の担当者が、送付先名称、住所、担当者名などの宛先について予め調査しておくことが非常に重要です。確認回答者が上場会社でない場合は、確認手続の重要性についての理解を求め、必ず回答を得られるように理解をもとめることも必要です。

② 再発送

通常、確認依頼をする場合は回答期限を設けますが、この期限内で回答を入手できなかった場合等は、確認の再発送をすることになります。その際、適切な宛先に送付しているか、また、署名捺印の漏れを確認する必要があります。

③ 回答の結果

立案時に想定していた媒体ではない媒体で回答を得た場合、リスクの程度に応じますが、上記②の再発送をするか、場合により、適切な確認回答者であるか否か、また、その信頼性を高めるために、確認回答者に対して監査人が自ら電話で確かめることもあります。

また、未回答がある場合、監査人は代替的な監査手続を行いますが、その種類と評価は、監査人のリスク評価により決定されます。その評価次第では、必ず確認回答者からの積極的確認を得る必要があると判断され、入手できるまで確認作業が完了できない場合もあり得ます。

さらに、確認の回答による確認差異は、単なる誤りや締めの問題などの重要視する必要がない原因の場合もありますが、内部統制の不備や財務諸表における重要な虚偽表示の可能性を示唆する場合もあります。

3. 問題点

監査の現場では、以下の点について、監基法等での計画的な記載がないため、監査法人内監査マニュアルや個々の監査人による判断に基づいて行われているものと考えられます。

① 媒体

上記1. 定義にありますとおり、確認依頼は紙媒体以外の電子媒体（インターネット、メールなど）が含まれ、また、これらによる文書の入手が必要となります。しかし、電子媒体での具体的な確認手続の実務指針等が存在しないため、現場での判断が困難となっていると思います。電子署名や適切な送付先の確認方法等をクリアできれば、電子媒体での確認手続も普及すると思いますが、今後の実務指針等の発表を期待したいところです。

② 署名捺印

宛先が、確認依頼の情報を入手できる適切な管理者であること、また、記載されている署名捺印が、その管理者のものであることを完全に確かめることは不可能です。

監査人は、そのリスクが存在することを十分に考慮して、被監査会社に対して追加的な手続きを要求しなければならないことも考えられます。この点も、上記に記載したような指針等はありませんので、ここの評価と判断となりますことを十分ご理解いただきたいと思います。

以上のように、手続を円滑に進めるためには、監査法人だけではなく、被監査会社の担当者、及び、確認回答者の理解と連携が必要となります。

紙面を持ちまして、日頃のご協力に感謝いたしたいと存じます。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703